

**都留市おむつ de つながる便事業業務委託
公募型プロポーザル（書類審査）実施要領**

1. 業務の名称

都留市おむつ de つながる便事業業務委託

2. 業務の内容・委託期間

本業務の内容は別に定める「都留市おむつ de つながる便事業業務委託 仕様書」のとおりとし、委託期間は令和 8 年 12 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

3. 委託予定者選定方法

公募型プロポーザル方式（書類審査）として、「都留市おむつ de つながる便事業業務委託プロポーザル審査委員会」の審査結果に基づき候補者を選定する。

4. 委託料上限額

年 度	各業務の上限額		合 計
	見守り／管理業務	商品代金	
令和 8 年度	360,000 円（税込）	720,000 円（税込）	1,230,000 円
	150,000 円（初期経費）	【積算】2,000 円×120 人×3 ヶ月	
令和 9 年度	1,440,000 円（税込）	2,880,000 円（税込）	4,320,000 円
		【積算】2,000 円×120 人×12 ヶ月	
令和 10 年度	1,440,000 円（税込）	2,880,000 円（税込）	4,320,000 円
		【積算】2,000 円×120 人×12 ヶ月	
令和 11 年度	1,440,000 円（税込）	2,880,000 円（税込）	4,320,000 円
		【積算】2,000 円×120 人×12 ヶ月	
合 計	4,830,000 円（税込）	9,360,000 円（税込）	14,190,000 円

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）支給対象品の宅配業務において、子育て経験のある配達員を確保できること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続を開始する申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続を開始する申立てがなされていないこと。
- （3）本市の競争入札への指名停止処分を受けていないこと。
- （4）租税が完納していること。

- (5) 都留市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 号）第 2 条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む。）等が同条に規定する暴力団員に該当しないこと。

6. 選定スケジュール

内 容	期日等
公募開始（実施要領等の公表）	令和 8 年 9 月 1 日（月）
質問書の提出期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）
質問書に対する回答	質問を受けた日から随時 ※最終回答日は令和 8 年 9 月 14 日（月）正午まで
参加意向申出書の提出期限	令和 8 年 9 月 18 日（金）
参加資格確認結果通知日	令和 8 年 9 月 25 日（金）
提案書の提出期限	令和 8 年 10 月 7 日（水）
提案審査実施（審査委員会）	令和 8 年 10 月 13 日（火）～ 10 月 16 日（金）
審査結果通知	令和 8 年 10 月 20 日（火）

7. 質問の提出及び回答

本業務に関して質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）により提出するものとする。

(1) 提出期限

公募開始から令和 8 年 9 月 11 日（金）まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。（kosodateshien@city.tsuru.lg.jp）

(3) 回答方法

質問を受けた日から随時、電子メールで回答することとし、最終回答は令和 8 年 9 月 14 日（月）正午までに行う。

8. 参加表明手続き及び参加資格の確認

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の必要書類を提出するものとする。

(1) 提出期限

公募開始から令和 8 年 9 月 18 日（金）

持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書（様式第 2 号） 1 部

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

なお、郵送の場合には、簡易書留等の配達記録が残るものに限る。

(4) 参加資格確認の通知

提出されたプロポーザル参加意向申出書によって資格審査を行い、令和8年9月25日（金）までに、提案資格確認結果通知書（様式第3号）にて通知する。

なお、上記通知は、プロポーザル参加意向申出書に記載の電子メールアドレスへ電子メールで通知するものとする。

9. 提案書の提出

本市からプロポーザル関係書類提出要請書（様式第4号）を受領した者は、下記の必要書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

提出書類は、次の書類を提出するものとし、書類のサイズについては原則 A4 版とするが、A3 版の折り込みを可とする。

① 提案書の表紙（様式第5号）

② 会社概要書（任意様式）には、次の事項を記載すること。

ア 経営規模の状況

イ 同様の業務における実績状況

③ 企画提案書（任意様式）には、仕様書及び評価基準表に沿って提案内容を記載するものとし、次の事項を記載すること。なお、写真、イラスト及び図表等を用いることも可能とする。

ア 本業務の受託に当たっての考え方について（子育て支援に関わる意義等）

イ 本業務に係る配達員の人員体制について（配達員の有する資格や研修計画等）

ウ おむつ等の支給品について（品目や価格等）

エ 支給品の注文の実施方法について（注文方法や流れ等）

オ 配達の実施方法について（車両、配達日時の調整や不在を少なくする工夫等）

カ 見守りの実施方法について（子育て世帯への関わり方や市との共有等）

キ 苦情対応について（受付の体制や受付後の対応等）

④ おむつ等品物一覧をまとめたカタログ案（任意様式）

⑤ 個人情報の取り扱いに関する社内規定等（任意様式）

⑥ 見積書（任意様式）

(2) 提出部数

7 部（正本 1 部・副本 6 部）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

なお、郵送の場合には、簡易書留等の配達記録が残るものに限る。

(4) 提出期間

令和8年9月28日(月)から令和8年10月7日(水)まで

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

10. 提案審査の実施及び審査結果通知

(1) 選定方法

業者選定を行うための審査は、別に設置する審査委員会において書類選考の上で判定し、提案者の中から一位の者を決定する。

その際、提出書類に関する質問を電話等の方法で行う場合がある。

(2) 審査及び評価項目

提出書類①～⑥に基づき評価を行う。

評価方式については、下記「評価基準表」に基づき、提案書の各評価を点数化・合計化した加算方式によって総合的に審査し、受託候補者を選定する。

◆評価基準表

評価項目	評価の視点	該当資料	配点	
業務実績	・他自治体での導入実績(ノウハウ)があるか。	② 会社概要書	5点	5点
事業運営に関する 内容の妥当性	・提案内容は事業目的に適合しているか。	③ 企画提案書	15点	30点
	・提案内容は対象者が満足できる内容か。		15点	
業務推進体制	・事業に関わる人員の構成/人数は適切か。	③ 企画提案書 ④ カタログ案	10点	50点
	・子育て世帯への支援内容は適切か。		10点	
	・安全管理に対する体制は十分であるか。		10点	
	・注文/調整等に対する対応方法は適切か。		10点	
	・市との連携体制は適切か。		10点	
危機管理能力	・個人情報の管理体制は適切か。	⑤ 個人情報規定	10点	10点
費用対効果	・コストは妥当であるか。	⑥ 見積書	5点	5点
合 計		100 点		

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年10月20日(火)までに、結果通知書(様式第6号)により、プロポーザル参加意向申出書に記載の電子メールアドレスへ電子メールで通知し、同日、書面による通知も発送する。

また、本市のホームページにも結果を公表するものとする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

Ⅰ 1. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があると認めた場合

Ⅰ 2. 契約の締結等

- (1) プロポーザルの審査結果に基づき、市は選定した受託候補者と委託内容の詳細を協議し、随意契約によって、本業務委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者との間で契約が成立しないときは、次点候補者と当該交渉を行う。
- (3) その他本実施要領に定めのない事項については、都留市財務規則（昭和 61 年 10 月 1 日規則第 24 号）に準ずる。
- (4) 本件手続きは、令和 8 年度 9 月補正予算の成立を前提とした事業開始前の事前準備手続きであり、議会において当該予算案が否決された場合、又は減額等により事業執行が困難となった場合は、本件手続きの選定結果は無効とし、契約を締結しないことがある。

Ⅰ 3. その他

- (1) 提案のあった企画提案書等については、審査結果に関わらず返却しない。
- (2) 企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。
- (3) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合においては、プロポーザルに要した経費を市に請求することはできない。
- (4) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を令和 8 年 10 月 7 日（水）までに事務局へ提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

Ⅰ 4. 事務局（書類の提出先）

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりとする。

都留市役所 福祉保健部 健康子育て課 子育て支援担当 : 後 藤
〒402-0051 山梨県都留市下谷 2516-1
電 話 : 0554-46-5113 / F A X : 0554-46-5119
E-mail : kosodateshien@city.tsuru.lg.jp